

○相生市子ども・子育て会議設置条例

平成25年3月27日

条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）
第77条第1項の規定に基づき、相生市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策に関して、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業従事者
- (3) 子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)

の保護者

- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、全委員委嘱後最初に招集される子ども・子育て会議は、市長がこれを招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援室において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。